

入札価格の留意事項

1 概要

本資料は、横浜市（以下「本市」という。）が「団体内統合宛名システムに係る標準準拠システム移行業務委託」の調達において、入札書の作成に関する入札価格の留意事項を定義したものである。

2 留意事項

以下の項目について、入札金額に含めないこと。

- (1) ガバメントクラウドの利用料（※）
- (2) ガバメントクラウド接続回線の整備・利用に関する費用

※詳細はデジタル庁の「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年（2023年）9月）」の「4.3.5.5 ガバメントクラウドの利用料」を参照すること。

○ 地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する。利用料の負担方法については、利用料等の見通しや先行事業等での検証結果などを明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行い、令和6年度（2024年度）予算編成と併せて具体化を進め、デジタル庁が別途定める。

3 ガバメントクラウドの利用料の補足事項

本委託によって発生するガバメントクラウドの利用料については、本市の負担とする。

以上